



十 十 十 十 十  
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.15}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十七年十一月十五日

$$\text{以後の場合}\brack{\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額}} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

## 十七 中途換金の特例

（二） 平成二十七年十一月十五日  
以後の場合  
 $\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者（相続税法  
(昭和二十五年法律第七十三号)  
第二十一条の四第一項に規定す  
る特別障害者扶養信託契約の受  
益者を含む。）が、死亡したと  
きにはその相続人が、又はその  
居住する市町村（特別区を含み、  
第十一条第一項の規定す  
地 方 自 治 法（昭和二十二年法律  
六十七号）第二百五十二条の  
当該市又は当該都市にあつて  
は、当該市又は当該都市の区と  
す

る。一の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十七年五月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金

(一) 平成二十六年十一月十五日から平成二十七年五月十五日前

五今朝一又酒

(一) 領額 + 經過利子に相当する金額 - (利子に相当する額 ×  $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$  + 經過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 )

日本銀行